

職員の給与等に関する報告（意見）及び勧告の概要

平成 28 年 10 月 20 日
埼玉県人事委員会

本年の職員及び民間の給与調査の結果、職員給与が民間給与を下回ることから、月例給、特別給（ボーナス）ともに引き上げる（月例給、特別給ともに引上げとなるのは3年連続）

扶養手当について配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引き上げる

1 本年の給与改定

(1) 月例給：引上げ改定

本年4月分の職員給与と民間給与をラスパイレ方式により精密に比較

民間給与 A	職員給与 B	較 差	
		A - B	(A - B) / B × 100
395,312 円	393,671 円	1,641 円	0.42%

職員の平均年齢：43.5 歳

給料表は、初任給を中心に若年層に重点を置きつつ、中高年齢層も含めて引上げ
公民較差の状況等を考慮し、地域手当の支給割合を引上げ（9% → 9.3%）

(2) 特別給（ボーナス）：引上げ改定

昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合と職員の
期末手当・勤勉手当の年間支給月数を比較

民間の特別給	職員の期末手当・勤勉手当
4.30 月	4.20 月

民間の年間支給割合に見合うように、年間支給月数を0.1月分引上げ
（年間 4.20 月 → 4.30 月）

引上げ分は勤勉手当に配分

2 給与制度の総合的見直し（平成 29 年度実施事項）

平成 27 年度から実施している「給与制度の総合的見直し」を着実に進めるため、給料表の水準の引下げに伴う経過措置の状況等を踏まえ、平成 29 年度における地域手当の支給割合を引上げ（9.3% → 9.7%）

給与制度の総合的見直しは、世代間の給与配分の見直しを含め、平成 27 年度に給料表の水準を引き下げるとともに、地域手当の支給割合を段階的に引き上げるもの（経過措置を平成 30 年 3 月まで実施）

3 扶養手当の見直し

配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで引き下げるとともに、子に係る手当額を引き上げる等の見直しを平成 29 年度から段階的に実施

（主な内容：配偶者 13,000 円 → 6,500 円、子 6,500 円 → 10,000 円）

4 その他

（1）人材の確保

受験準備の負担軽減を図った新方式の職員採用試験は、今後も幅広い周知に努めて引き続き実施し、その結果を更に検証しつつ、職員採用試験の実施方法等について検討

（2）女性職員の活躍促進

女性職員の積極的な登用等を目指した行動計画に掲げられているキャリア形成に資する人事異動等の様々な取組について、着実な実行を図っていくことが極めて重要

（3）仕事と家庭の両立支援制度の充実

介護のために勤務時間の一部を勤務しないことができる制度の新設や育児休業制度の拡充等、仕事と家庭の両立支援制度の更なる充実を図っていくことが必要

【参考】

職員給与

- ・ 勧告対象職員は知事部局、警察本部、教育委員会の職員 58,423 人
- ・ 4 月 1 日現在の在職者の給与等について調査

民間給与

- ・ 企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の埼玉県内の事業所 2,082 事業所から無作為に抽出した 450 事業所を対象として、実地調査（調査完了率：86.3%）
- ・ 常勤の従業員の本年 4 月分給与等や給与制度について調査